

451467

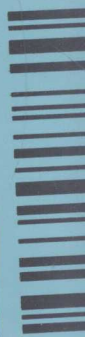
SINOLOGICAL RESEARCHES

中國學誌



第一本
(二九六四年)

東京 泰山文物社 刊行



中国学誌 第一本

一九六四年五月 出版

定價 日幣 五〇〇〇円

海外(連郵) \$ 1.80

編輯者 李 猷 璋

印刷所 株式会社 開明堂

發行者 東京新宿区若葉一ノ十三
泰山文物社

代表者 楊 玲 秋

經售處 株式会社 大安

一誠堂書店

東京都千代田区神田神保町一ノ七

集文堂書店

京都市中京区寺町丸太町南入

一、中国学誌是為得僑居在海外的中国学人、便於發表有關中国文化論著而發行的共同園地。但也刊載日本学者的論著、藉謀彼此学界的連繫。

一、本誌暫定年出一期。

一、凡对中国之文学藝術、思想信仰、以及社会和自然科之學術性文章、均為本誌所歡迎。来稿可用中文或日文、並附英文提要。刊登稿件、各贈抽印本二十份。

一、来稿請寄泰山文物社本誌編輯李猷璋君。

207-54
841

451467

中国学誌 第一期

戦国中期における尚書の展開

——左伝の引文を中心として——

仏教における究極的主体の一断面

——インドからシナへの展開——

記明天順成化間大臣南北之争



明廷の対外宣諭から見たる媽祖の伝播

——特に鄭和の西征における靈験について——

鄭芝竜の招安の事情について

松本雅明……………一

玉城康四郎……………三

陳月綸……………九

李年猷……………二三

前嶋信次……………四二

贈



90038544

戦国中期における尚書の展開

——左傳の引文を中心として——

松 本 雅 明

本稿は、『尚書』の原形および發展を明かにするための、試論の一つである。⁽¹⁾『左傳』にみえる『尚書』のかたちを考察するには、まづ『左傳』の性格にふれなければならないが、枚数に限りがあるので、別の機会にゆづりたい。ただ私自身は、その中心となる説話の大部分が、『国語』とほぼ同じく、戦国中期に成立したと考へてゐることを附記したい。

また『左傳』所載の『書』について、その一部分は拙稿『尚書仲虺・盤庚篇の成立』『尚書洪範篇の成立』にふれたので、その部分は結論のみを述べるにとどめた。また本稿はさきに発表した『戦国中期における尚書の展開——国語の引文を中心に——』とふかい関連をなすものである。⁽²⁾

第一節 篇名のある引文

まづ篇名の明かな十一條について述べたい。それは、商書四條、周書七條で、虞・夏書はみえてゐない。商書は『仲虺』もしくは『仲虺之志』が三條、『盤庚之誥』が一條である。『仲虺』は、

戦国中期における尚書の展開（松本）

1 『晉』随武子曰、「……見可而進、知難而退、軍之善政也。兼弱攻昧、武之善經也。子姑整軍而經武乎。……」仲虺有言曰、「取乱侮亡、兼弱也。……」(宣公十二年)

2 『晉中行獻子』対曰、「不如因而定之。衛有君矣。伐之未可以得志、而勤諸侯。史佚有言、曰、『因重而撫之。』仲虺有言、曰、『亡者侮之、乱者取之。』推亡固存、國之道也。君其定衛、以待時乎」(襄公十四年)

3 伯有……遂奔許、大夫聚謀。子皮曰、仲虺之志云、『乱者取之、亡者侮之。』推亡固存、國之利也。」(襄公三十年)

右の三条はほとんど同文である。この『仲虺』は、『墨子』非命上・非命中・非命下に、『仲虺之告』としてみえ、『荀子』堯問篇には『中籀之言』とあり、『呂氏春秋』驕恣篇には「仲虺有言……」として、『荀子』と同文が引かれてゐる。これらの引文について見ると、一は、乱と亡とについて左、二は、天命を矯めて下に布くものについて墨子、三は、諸侯に

王と覇と、存と亡とがあることについて荀子、呂氏春秋述べてゐる。しかも先に拙稿『尚書仲虺・盤庚篇の成立』において述べ

たやうに、王道と覇道とを対立させる考は、『論語』にはなく、『孟子』にはじまり、戦国中期以後の儒家において盛行するのである。つぎに「命」の思想についても、天命が人によって矯められるといふ思想は、戦国中期以前にはなく、それは少くとも、儒家に対立し、天命を否定した墨家の思想を通過したのちに、成立したものと思はれる。さらに、「乱者取之、亡者侮之」は、政治における実利主義、侵略主義のあらはれで、それは戦国思潮の一特徴をなすものである。また仲虺といふ人物は上のほか、『左傳』定公二年、『墨子』所染篇にひかれてゐるにすぎないので、そのころ仲虺に対する関心がもっとも高まつてゐたとみられる。

『史記』殷本紀には、

湯既勝夏、欲遷其社、不可、作夏社。伊尹報。於是諸侯畢服湯、乃踐天子位、平定海内。湯歸至于泰卷陶、中鬻(虺)作誥。既紂夏命、遷亳作湯誥。

とある。それは『湯誓』『伊訓』につぐ重要な商書であるから、その増補のかたちで現れたと考へられる。『湯誓』『伊訓』が孟子のやや前の成立であるとみられるところから、それはさらに後れ、戦国中期に成立し、その時代思潮をあらはす点において、ことに戦国諸書に多く引かれてゐると思はれる。

つぎに『左傳』には『盤庚之誥』がみえる。

4 吳將伐齊。越子率其衆、以朝焉。王及列士、皆有饋賂、吳人皆喜。唯〔吾〕子胥懼……諫曰、「越在我、心腹之疾也。壤地同、而有欲於我。夫其柔服、求濟其欲也。不如早從事焉。得志於齊、猶獲石田也、無所用之。越不為沼、吳其泯矣。使医除疾、而曰必遺類焉者、未之有也。盤庚之誥曰、「其有顛越不共、則劓殄無遺育、無俾易種于茲邑。」是商所以興也。」（哀公十一年）

今本『盤庚』に比べると『左傳』の引文は少し省略されてゐる。『左傳』には『盤庚』の引文は、ほかに「商書曰」とする同文が二条 隱公六年
莊公十四年 みえてゐる。

商書曰、惡之易也、如火之燎于原、不可鄉邇、其猶可撲滅。

『盤庚』はほかには、『国語』周語上、『尚書大傳』にみえるのみである。しかし『大傳』の「書曰、若德明哉、湯任父言卑応言」とあるのは今本になく、『盤庚』の文にふさはしくない。ここでは上・中・下篇のそれぞれの篇首に、

盤庚遷于殷、民不適有居、率顛衆惑、出矢言。

盤庚作惟涉河、以民遷。乃話民之弗率、誕告用夏。其有衆、咸造、勿褻在王庭。盤庚乃登進厥民。

盤庚既遷、奠厥攸居。乃正厥位、綏妥有衆。

とある。この篇について、清の考証学の関心は、今・古文の關係と、五遷の場所の問題に集中したが、最近は陳夢家氏の戦国擬作説や、張西堂氏の西周初期成立説があらはれた。しかしすでに拙稿に論じたやうに、「先王」「法度」「大業」

「百姓」「衆」「遲任」「射」「中」「定極」「生生」「執事」「師長」のほか、諺的表現の多い用法、周書の古い篇にみえる殷の聖王に盤庚の名がみえず、むしろ『左傳』に4、『國語』に1、『呂氏春秋』に1みえるにすぎないことは、この篇が孟子のあと『左傳』の前に成立したことを予想せしめるものである。

つぎに『左傳』には『大誓』が四条みえてゐる。

5 君子曰、「衆之不可以已也、大夫爲政、猶以衆克。況明君而善用其衆乎。大誓所謂、『商兆民離、周十人同』者、衆也。(成公二年)

6 〔襄〕公作楚宮。〔魯〕穆叔曰、「大誓云、『民之所欲、天必從之。』君欲楚也夫、故作其宮。若不復適楚、必死是宮也。」六月辛巳、公薨于楚宮。(襄公三十一年)

7 〔鄭〕子羽謂子皮曰、「……夫弗及而憂、与可憂而樂、与憂而弗害、皆取憂之道也。憂必及之。大誓曰、『民之所欲、天必從之。』三大夫兆憂、憂能無至乎。言以知物、其是之謂矣。」(昭公元年)

8 〔周・萇弘〕対曰、「何害。同德度義。大誓曰、『紂有億兆夷人、亦有離德。余有乱臣十人、同心同德。』此周所以興也。君其務德、無患無人。」(昭公廿四年)

8 よりみると、襄公廿八年に「〔齊〕叔孫穆子曰、必得之。武王有乱十人、崔杼其有乎。不十人、不足以葬。」とあるのも、『大誓』の文にもとづくであらう。『論語』泰伯篇の文もそれによる。⁽⁵⁾ 右のうち5は大意をのべたので、原文は8のごとくであらう。『大誓』はほかに、『孟子』万章上・滕文公下、『國語』周語中・鄭語(いづれも6、7と同文)・周語下、『墨子』非命上・非命中・非命下・天志中・尚同下・兼愛下、『礼記』坊記、『荀子』議兵、『管子』法禁にひかれてゐる。先秦の諸書ではもっとも引文の多い篇である。この篇が春秋末―戦国初(孔子のあと孟子の前)に成立したらしいことについては、すでに述べた。⁽⁶⁾ その性格については別に詳論したい。

9 「晉・臼季」対曰、「舜之罪也殛、其挙也興禹。管敬仲桓之賊也、実相以濟。康誥曰、「父不慈、子不祗、兄不友、弟不共、不相及也。」詩曰、「采芣采芣、無以下体。」君取節焉可也。」（僖公三十三年）

10 「齊」苑何忌辭曰、「与於青之賞、必及於其罰。在康誥曰、「父子兄弟、罪不相及。」況在羣臣。……」（昭公二十年）

10は9の大意であらう。今本の『康誥』には逸してゐる。二条あるところから、他の篇の誤記とは思はれない。また「書曰」とあるものに一条、「周書曰」とあるものに七条、その引文が見えてゐて、『左傳』ではもっとも豊富である。周書の古い部分は、他の古典の場合と同じやうに、『左傳』においてもみえることがまれであるが、『康誥』のみは異例である。またそれは『国語』に1、『礼記』に5、『荀子』に6、『韓非子』に1みえてゐるところも異常である。そのことは別にふれる。

11 「衛・祝佗」曰、「……王於是乎、殺管叔、而蔡蔡叔、以車七乘、徒七十人。其子蔡仲改行帥德、周公拳之以為己卿士、見諸王而命之以蔡。其命書云、「王曰、胡、無若爾考之違王命也」……」（定公四年）

この篇は『史記』にはみえない。『書序』に、「蔡叔既没。王命蔡仲、踐諸侯位、作蔡仲之命。」とある。

上の引文だけでは、この書篇の年代は明かにしがたい。しかし僖公五年にひく周書が、『蔡仲之命』の引文と思はれ、その成立が新しいことは、次節に述べるやうである。周初の諸侯冊命の書は、一般に追加が多いと思はれることも別れたい。

第二節 虞書・夏書の引文

篇名をしるすものは十条にすぎないが、『左傳』には、はるかに多く王朝名をしるす『書』の引文がある。それは虞書一条、夏書十五条、商書五条、周書十一条である。

虞書は現存の『舜典』のはじめと同文である。

11 〔魯〕季文子使太史克对〔魯公〕曰、「……故虞書數舜之功、曰『慎徽五典、五典克從、』無違教也。曰『納于百揆、百揆時序、』無廢事也。曰『賓于四門、四門穆穆、』無凶人也。……」（莊公八年）

『舜典』の文は、「慎徽五典、五典克從。納于百揆、百揆時敘。賓于四門、四門穆穆」とあって、「序」が「敘」となるほかはかたらない。もと『堯典』と『舜典』とは分けられてゐず、『舜典』の首二十八字はのちの偽作である。ここで『堯典』が虞書と呼ばれるのは、夏書・商書・周書に対するもので、この分類がはじめて現れたことは、『左傳』の著者のみた『書』が、以前のものとちがって、充分系統だつてきたことを示してゐる。『堯典』の戦国前期の成立については先に述べた。⁽⁸⁾

「夏書」の引文は十五条で、圧倒的に多くなつてゐる。これは『孟子』にもみられず、また戦国後・末期の古典にも、類例をみないところである。しかも一条のほか現存今文に全く見ないことも、異様である。

12 〔魯〕仲慶父請伐齊師。〔魯・莊〕公曰、「不可。我實不德、齊師何罪、罪我之由。夏書曰、『皐陶邁種德。』德乃降。姑務修德、以待時乎。」（莊公八年）

これは、偽古文『大禹謨』に採られてゐる。前者では、「德乃降」は莊公の語であるのに、偽古文では『書』の文となしてゐる。今本『皐陶謨』は、今文では『益稷』をも含んでゐたので、闕落はほとんどないと考へられる。従つて右の文がそれになくことは、その逸文といふより、ちがった篇の文を思はしめる。その場合考へられるのは、『大禹謨』である。『堯典』『大禹謨』『皐陶謨』は、似通つた構成をもつので、そこには關係あるさまざまな古聖賢があらはれ、したがつて皐陶も、当然『大禹謨』にみえたはずである。ほかに鄭注序古文には『汨作』『九共』がある。しかし書序に、「別生分類」といはれる『汨作』、薛宣の『書古文訓』に、「伏生稱、九共以諸侯來朝、各述其土地所生美惡、人民好惡、為之貢賦。政教略能記其語。云々」（大傳鄭注）とある『九共』は、たしかにそれにふさはしくない。

13 八月、盜殺之鄭子于陳宋之間。君子曰、「服之不衷、身之災也。詩曰、『彼己之子、不稱其服。』子臧之服、不稱夫。」

詩曰、「自貽伊慼、」其子臧之謂矣。夏書曰、「地平天成、」称也。」（僖公廿四年）

これも逸書の文であるが、偽古文『大禹謨』にひかれてゐる。「地平天成」といふ語は、典謨にしか使ひえないやうに思はれる。その意味では、やはり『大禹謨』がふさはしいであらう。治水説話に附随した表現であらうか。

14 [晉] 趙衰曰、「卻縠可。臣亟聞其言矣。説礼楽而敦詩書。詩書、義之府也。礼楽、徳之則也。徳義、利之本也。夏書曰、「賦納以言、明試以功、車服以庸。」君其試之。」（僖公廿七年）

これは今文『皋陶謨』にみえてゐる。ただし今本では「益稷」となる。「賦」「試」が後者では「敷」⁽⁹⁾「庶」⁽¹⁰⁾となつてゐる。この篇は戦国中期以前にあらはれることはない。内藤湖南博士は『尚書稽疑』に、「尚書に在りても史記が本紀若しくは世家に於て表はしたことを其の典謨に於て表はしたゞけの差であつて、両者は同じ思想の産物たることを明白に認め得られる。されば皋陶謨の如きは其の思想によつて明かに解釈し得るのであつて、皋陶の如く刑罰を掌つた者が重んぜらるゝのは、——甫刑で伯夷の如く刑罰を掌つた者を重んずるも同様であるが——法家名家の起つて以後の晩周の思想たることが知られるのである。要するに皋陶は晩周思想と、特に皋陶が秦の先祖であるといふ傳説から、堯舜と並べられて尚書の主たる部分に入れられたのであつて、文献から言つても、典謨中皋陶謨は最も新しき部分を含んだものであると思ふ、⁽¹¹⁾」といふ。それはきはめて卓見で、この篇は『左傳』にいくらか先んじて成立したことは明らかである。

15 晉卻缺言於趙宣子曰、「日衛不睦、故取其地。今已睦矣、可以歸之。……夏書曰、『戒之用休、董之用威、勸之以九歌、勿使壞。』九功之徳、皆可歌也、謂之九歌。六府三事、謂之九功。水火金木土穀、謂之六府。正徳利用厚生、謂之三事。義而行之、謂之徳礼。……」（文公七年）

これは偽古文『大禹謨』にひくが、卻缺の説明の部分も、『書』の文として採られてゐる。ここには「九歌」といふ語が

みえるが、それは『楚辞』にも、

啓九辯与九歌兮、夏康娛以自縱。(離騷) 啓棘賓商、九辯九歌。(天問)

とみえる。漢の王逸は前者を注し、「啓禹子也。九辯九歌、禹樂也。言、禹平治水土、以有天下。啓能承志、統敘其業、育養品類。故九州之物、皆可辯數、九功之德、皆有次敘、而可歌也」といふ。しかし彼は後者の注には、「九辯九歌、啓所作樂也。言、啓能修明禹業、陳列宮商之音、備其礼樂也」といつてゐる。王逸が前者を禹の樂、後者を啓の作るところと云ふのは矛盾するが、『楚辞』の原文には啓とあつて禹といはないので、九歌が啓の樂であることはたしかである。

『尚書大傳』の『皐陶謨』の条には、「廟中苟有歌大化・大訓・六府・九原、而夏道興」とあり、鄭玄の注には、「四章皆歌禹之功」とするが、九歌はみえない。そこから清の惠棟は、九歌は啓の樂であるとみる。江声は、『離騷』王逸注に九辯九歌を禹樂といつても、そのあとに、啓よく志を承く云々とあるから、畢竟それは啓の樂で、「禹樂」といふのは誤であらう、といふ。⁽¹²⁾

さらに『山海經』大荒西經には、「〔夏后〕開上三嬪于天、得九辯与九歌以下」とあり、郭璞の注に「皆天帝樂名也。開登天而竊、以下用之也」といふ。宋の洪興祖はそれを引いて、『離騷』の注を補ひ、『離騷』は『山海經』の文にもとづき、その樂は啓にはじまる、といつてゐる。楚辭補註 江声はその説にも賛成する。しかし年代からみて、『山海經』はかへつて『楚辞』にもとづくと言へよう。また『大傳』のころは、上引の『書』は逸してゐるから、直接『書』によるのではなく、かへつて『左傳』にもとづくものであらう。

右の文は今本『皐陶謨』にはもちろんみえないし、この部分が逸したとも考へがたい。また『九共九篇』も『汨作』もそれにふさはしくない。『菓飫』は全く手がかりがないし、実在した篇名かどうか疑はしい。さうすると夏書では、書序に「啓与有扈戰于甘之野、作甘誓」とある『甘誓』か、「太康失邦、兄弟五人、須于洛汭、作五子之歌」とある『五子之

歌』が残るであらう。「甘誓」は本文がのこつてゐるが、短文で、全篇かどうか疑はしい。しかもそれは『史記』夏本紀にも、「有扈氏不服、啓伐之、大戰於甘。將戰、作甘誓」とあつて、その内容から、九歌にふさはしくない。その上、『墨子』明鬼篇には、この文を引いて『禹誓』の文となし、『莊子』人間世篇では、禹が有扈氏を征めるとし、『呂氏春秋』先己篇では、夏后があひともに有扈¹³と甘沢に戦つて勝たずとあり、召類篇には、禹が有扈などを攻めるとなつて、この事蹟は啓ではなくて、禹にかけられてゐる、この説は前者よりむしろ有力であつたと思はれる。

そこから『五子之歌』について見よう。「離騷」の先の文には続けて、

夏康……不顧難以凶後兮、五子用失乎家術、羿淫遊以佚敗兮、又好射夫封狐、固乱流其鮮終兮、泥又貪夫厥家。

とある。王逸の注には、「言、太康不遵禹啓之桀、更作淫声、放縱情慾、以自娛樂、不顧患難、不謀後世、卒以失国、兄弟五人、家居閭巷、失尊位也」とする。また『墨子』非桀篇には、「武觀曰」として啓のことを述べ、今本『竹書紀年』には、「帝啓十一年、放王季子武觀于西河」云々とある。梁の沈約の注には、武觀は五觀であり、觀の国は今の頓丘衛県にあるといふ。『潜夫論』五德志篇には、啓の子について、「兄弟五人、皆有昏德、不堪帝事、降須洛¹⁴、是謂五觀」とある。そこから段玉裁は、武觀と五觀は同じであるから、「武」は「五」である。『左傳』等の用例から、「歌」は「觀」である。従つて『五子之歌』は『五觀』である。「之歌」は「往觀」であるから、觀の地は西河ではなく、漢の東郡畔觀県である。『書』は詩歌をもつて篇名としないのは明白である、といふ。孫星衍もこの段氏説に賛成し、また「啓の子五人は、兄弟五人こども立ち、兄終へ弟に及んだので、どうして同時に作歌することができやう。『竹書紀年』に王季の子武觀といふのは、その第五子である」といふ¹⁴。

しかし武觀が五觀であり、觀が地名であることが可能としても、「歌」と「觀」との結合は飛躍しすぎる。しかも『咸有一德』『高宗彤日』『西伯戡黎』『分殷之器』などの特殊な篇名は『書』に多くみえ、『五子之歌』のみが除外例では

ない。『史記』にも、

夏后帝啓崩、子帝太康立。帝太康失国、昆弟五人、須于洛汭、作五子之歌。

とある。『墨子』にひく『武観』には啓について、「啓乃淫湓康楽、野于飲食……」とあつて。『楚辞』以下にひく啓の

評価と異るのは、墨家独特の書であるからであらう。¹⁵⁾従つて別に、啓の音楽に關して伝へる、墨家と対立する学派の書も

ありうるであらう。しかも上の『左傳』の引文は、たんに治世の謳歌ではなく、何らかの鑑戒の意がよみとられる。そこ

から五子の頽落について、九歌が戒めとして引かれ、「太康失国」がつよめられることは可能である。かくして『左傳』

の引文は、『五子之歌』の逸文とみることがもつとも穩当であらう。

16 周単子襄

公語諸大夫曰、「溫季其亡乎。位於七人之下、而求掩其上。怨之所聚、亂之本也。多怨而階亂、何以在位。夏

書曰、『怨豈在明、不見是圖。』……」(成公十六年)

『國語』晉語に、「夏書有之曰、一人三失、怨豈在明、不見是圖」と引き、偽古文『五子之歌』に採る。しかもこれに相

応する夏書を探すと、啓の五子の放縱と失国とをゑがく『五子之歌』のほかありえないやうに思はれる。

17 秋大雩、旱也。楚人討陳叛故、曰「由令尹子辛實侵欲焉。」乃殺之。……君子謂、「楚共王於是刑。……己則無信、

而殺人以逞、不亦難乎。夏書曰、『成允成功。』」(襄公五年)

偽古文『大禹謨』にひく。しかしこの一句では、夏書のどの部分にあたるか窺ひ知りたい。可能な篇として『大禹謨』

『汨作』『五子之歌』『胤征』があげられる。

18 『晉・師曠』対曰、「……天生民、而立之君、使司牧之、勿使失性。……自王以下、各有父兄子弟、以補察其政。史為

書、瞽為詩、工誦箴諫、大夫規誨、士伝言、庶人謗、商旅于市、百工獻藝。故夏書曰、『遵人以木鐸、徇于路、官師相

規、工執藝事以諫。』」(襄公十四年)

杜預の注には、「徇于路、求歌謠之言」といふ。道人（杜注、行人之官）は、『周礼』にその官なく、秋官の属に、大行人・小行人があつても、その職は、道人のやうに木鐸金鈴、舌は木をもつて路に徇ふものではない。江声はそれを夏礼と周礼の相違であらうといふ。しかしその相違はむしろ、今本『周礼』が、成立の時期、もしくはその理念を異にするからで、周制復原の方法の相違にすぎない。いま夏の歴史についてみるに、このやうな制度を、禹の治世におくことは考へがたいであらう。むしろそのあと、凡庸な王があらはれたときの、警戒の意味をもたせてゐるやうに思はれる。その点から『汨作』『九共』はもちろん、『甘誓』『五子之歌』の切迫した空氣もふさはしくない。それは偽古文では、『胤征』にとられてゐる。『胤征』は『史記』夏本紀に、

太康崩、弟中康立、是為帝中康。帝中康時、羲和湫淫、廢時乱日。胤往征之、作胤征。

とあり、先秦諸書の傳承においても、漸くはじまつた夏の頽落が、からうじてくひ止められてゐるのを見る。さうすると、ここに夏制と、諫誨が問題になり、その官がおかれたとなすことも可能である。現存の『書』においては、そのほかに考へがたいやうに思はれる。

19〔魯・臧〕武仲孫紇曰、「……夫上之所為、民之歸也。上所不為、而民或為之、是以加刑罪焉、而莫敢不懲。若上之所為、

民亦為之、乃其所也、又可禁乎。夏書曰、『念茲在茲、罔茲在茲、名言茲在茲、允出茲在茲、惟帝念功。』將謂由己壹也。信由己壹、而後功可念也。……」（襄公廿一年）

20〔魯〕仲尼曰、「知之難也、有臧武仲之知、而不容於魯國、抑有由也。作不順、而施不恕也。夏書曰、『念茲在茲』、順事恕施也。」（襄公廿三年）

21 22〔魯〕孔子曰、「楚昭王知大道矣。其不失國也宜哉。夏書曰、『惟彼陶唐、帥彼天常、有此冀方。今失其行、乱其紀綱、乃滅而亡。』又曰、『允出茲在茲。』由己率常可矣。」（哀公六年）

戦国中期における尚書の展開（松本）

同じ文が三条みえてゐて、19は臧武仲の言、20は孔子の彼に対する評、22は孔子の楚の昭王をほめた語となつてゐる。この「茲」をくりかへした戯文に似た要素は、他の『書』には全く見ることができない。偽古文では『大禹謨』にとられてゐる。いま21、22についてみると、夏書が二条みえてゐるが、それは異なつた篇からひくやうに思はれる。一条は19によると、「惟れ帝よ功を念へ」とするが、帝は堯・舜・禹以外にはありえないであらうから、おそらく亡佚した『大禹謨』の文とみることができやう。また21の乱世にあたるのは、夏書のうち『五子之歌』と『胤征』のみである。後者はもっぱら義和に向けられてゐて、亡国ではない。亡国にあたひするのは、帝太康の兄弟五子の失国のことしかない。それは『五子之歌』とみる可能性が多いといふことができる。

23 【蔡・声子】

対曰、「……

婦生_子聞之。善為国者、賞不僭、而刑不濫。賞僭、則懼及淫人。刑濫、則懼及善人。若不幸

而過、寧僭無濫。与其失善、寧其利淫。無善人、則国從之。詩曰、『人之云亡、邦国殄瘁、』無善人之謂也。故夏書曰、『与其殺不辜、寧失不經、』懼失善也。……」(襄公廿六年)

楚国を評した語の一節で、詩は大雅『瞻卬』である。夏書は偽古文『大禹謨』にひく。しかしここでも乱国の戒めが主題となり、それは堯・舜・禹の完成期ではなく、むしろその衰亡期に、乱の萌しがあらはれてきたことを示すやうに思はれる。さうすると『五子之歌』『胤征』のほかありえないが、義和征伐の古代伝説を描く後者は、それにふさはしくないであらう。

24 【晉】

叔向曰、「三人同罪。施生戮死可也。雍子自知其罪、而賂以買直、鮒也鬻獄、邢侯專殺。其罪一也。己惡而掠美、

為昏、貪以敗官、為墨、殺人忌、為賊。夏書曰、『昏墨賊殺。』皐陶之刑也。請從之。」(昭公十四年)

偽古文にはとられてゐない。皐陶の刑とするところから、それに関係ある篇であらうが、今文『皐陶謨』(益稷を含む)にみえないことは、12と同じく、『大禹謨』の文であることを推測せしめる。

25 夏六月甲戌朔、日有食之。……【魯】

大史曰、「在此月也、日過分而未至、三辰有災。於是乎、百官降物、君不舉、辟

移時、楽奏鼓、祝用幣、史用辭、故夏書曰、「辰不集于房、瞽奏鼓、嗇夫馳、庶人走。」此月朔之謂也。当夏四月、謂之孟夏。」（昭公十七年）

偽古文には『胤征』にとる。『胤征』は上述のやうに、義氏・和氏の「廢時乱日」に関するものである。義和は『堯典』に、「乃命羲和、欽若昊天、曆象日月星辰、敬授人時」とある。『史記集解』には、「孔安国曰、義氏和氏、掌天地四時之官。太康之後、沈湎于酒、廢天時乱甲乙也」紀夏本とある。したがって「胤征」の中心は、その故の天文の不調和で、そのもっとも大きな現れは、日食であらう。かくして上の日食に関する夏書は、「胤征」の文とみられる。

26 君子曰、「惠王知志。夏書曰、「官占唯能蔽志、昆命于元龜。」其是之謂乎。志曰、「聖人不煩卜筮。」惠王其有焉。」（哀公十八年）

偽古文『大禹謨』にひくが、篇名はきめがたい。筮・龜・占に関する記事が多いのは『洪範』であるから、そのころ、すなはち戦国中期に成立した篇とみることができであらう。

以上のやうに、夏書十五条を内容によって推定すると、『大禹謨』6、『皐陶謨』1、『五子之歌』4、『胤征』2、不明2となる。もちろん確実ではないけれども、この推測はほぼ誤りでであらう。さうすると、百篇序のうち、『汨作』『九共』『堯飫』は全くあらはれることがない。『九共』のみは引文が『大傳』にみえ、鄭注序古文にもあったといふが、いづれも『史記』に見えず、他の二篇は戦国・秦・漢の古典にもひかれることがない。戦国古典所引の夏書全体についてみると、『左傳』15、『国語』3、『墨子』5、『呂氏春秋』1となる。さうすると『左傳』『国語』『墨子』の成立の時期がもっとも問題となるので、そのころ集中的に夏書に対する関心が高まり、やがて急激に衰へたといふほかないであらう。また夏書とのみしるし、篇名を書くものが一篇もないことは、この中に異質的なもの（すなわち『九共』『汨作』のごとき）がまだほとんどなかったことを示す、とも見るのではなからうか。